

第五次行橋市総合計画実施計画

令和2年度 ～ 令和4年度



“魅力がいっぱい 人が集まる **パワフル** ゆくはし”

行 橋 市

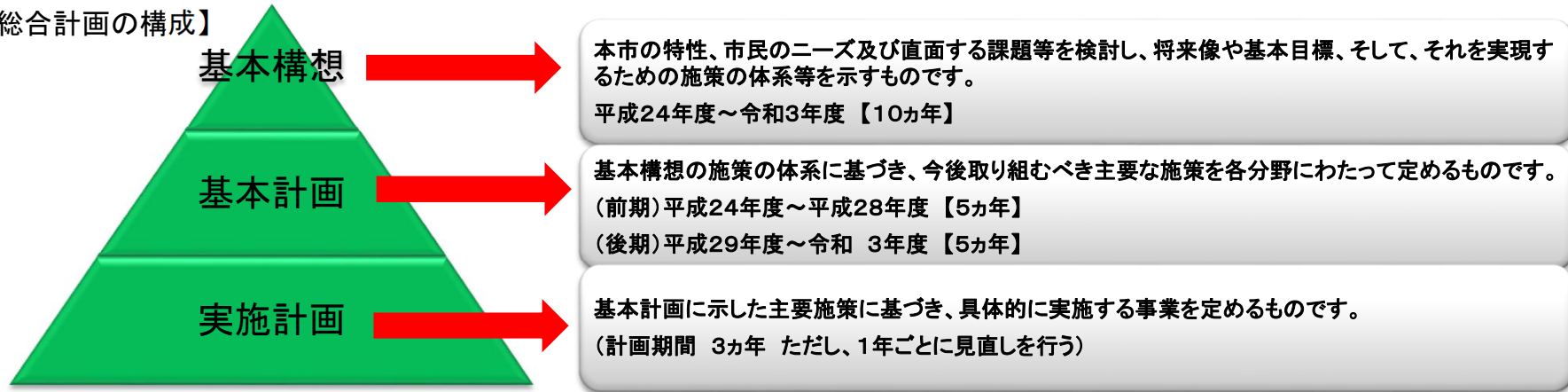
第5次行橋市総合計画の施策体系

将来像	魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし																																																																									
基本目標	A. 人が賑わうまち						B. 人を育むまち						C. 人をつなぐまち																																																													
基本施策	1 インフラ整備 プロジェクト						2 産業活性化 プロジェクト						3 ライフステージ支援 プロジェクト						4 心とからだ育成 プロジェクト						5 地域コミュニティ プロジェクト						6 行政経営プロジェクト																																											
施策項目	①適正な土地利用の推進		②住環境の充実		③公園の整備		④景観・自然環境の保全		⑤道路の整備		⑥公共交通の充実		⑦エネルギー対策の推進		⑧上下水道の整備		⑨ごみ処理・リサイクル対策の推進		①農業の振興		②水産業の振興		③商業・サービス業の振興		④工業の振興と企業誘致の推進		⑤観光の振興		①地域福祉の推進		②子育て支援・児童福祉の充実		③高齢者福祉の充実		④障がい者福祉の充実		⑤健康対策と医療体制の充実		⑥保険・年金の安定		⑦低所得者の自立支援		①保・幼・小・中の連携した教育の推進		②学校教育の充実		③青少年の育成		④生涯学習・生涯スポーツの推進		⑤地域文化の振興と文化財の保護・継承		⑥多文化共生・国際交流の推進		⑦人権・男女共同参画対策の推進		①地域コミュニティ活動の充実		②ボランティア活動・市民活動の充実		③防災対策の充実		④防犯・交通安全対策の充実		①情報公開と情報発信の充実		②市民参加の推進		③広域行政の推進		④健全な財政運営		⑤効率的な行政運営	

○ 総合計画の構成と各計画年数

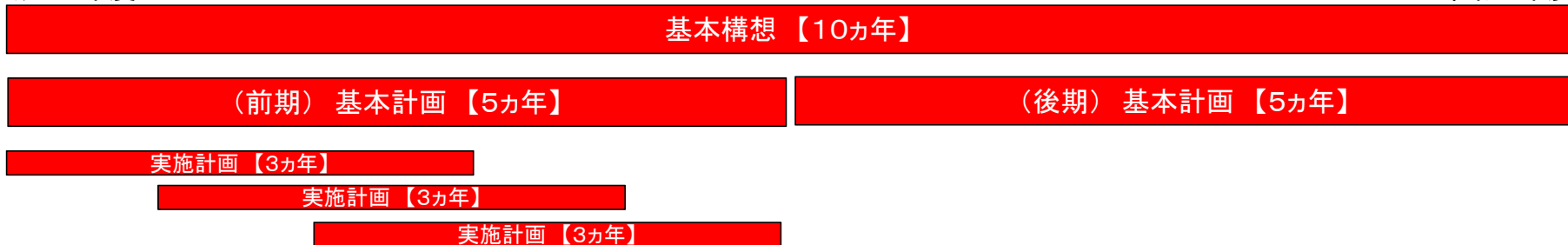
総合計画とは、すべての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、本計画は下記のとおり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されています。

【総合計画の構成】



平成24年度

令和3年度



・・・以降、毎年実施計画の見直しを行う

○ 施策評価の目的とマネジメントサイクルの確立

施策評価とは、基本構想の施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めている『基本計画(前期・後期各5カ年)』を施策毎に毎年、点検・評価することです。そうすることで、総合計画全体の進捗状況や到達点をチェック(進捗管理)していくことが可能となり、またその結果に基づいて、実施計画の見直しを行うことにより、しっかりとしたPDCA(計画・実行・検証・見直し)のマネジメントサイクルが確立されることとなります。

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3ヵ年計画として策定し、ローリング方式(毎年見直す方式)により毎年見直しを行い、目標数値(指標)との連携を図って、総合計画の進行管理を行います。

○ 実施計画の対象事業

この計画の対象事業は、第五次行橋市総合計画の基本計画に位置づけられた下記の事業とします。

- (1) 総合計画で掲げた各施策の目標を達成するために市が実施する主要な事業及び政策的事業
- (2) 新規事業

○ 実施計画書

- (1) 実施計画事業は、第五次総合計画施策の体系図で示された各施策項目単位順に掲載しています。

(体系図については次ページ参照)

- (2) 事業費について、令和元年度については予算現額を、令和2年度については当初予算額を、令和3年度については計画額を記載しています。ただし、計画額については実施計画策定時の予定事業費です。そのため、予算査定の過程で、厳しい財政状況や計画策定後の事業の進捗状況を考慮し、更に精査を行っていきます。